

答弁書第一九号

内閣参質八四第一九号

昭和五十三年五月十九日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩航路配船調整規程の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を  
送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩航路配船調整規程の延長に関する質問に対する答

弁書

本土・沖繩間及び沖繩諸島相互間の航路(以下「沖繩航路」という。)における配船調整は、沖繩の復歸に際しての暫定措置として認められたものであり、当該配船調整を実施している日本内航海運組合総連合会は、昭和五十三年五月末をもつて当該配船調整を打ち切ることを予定していたが、沖繩航路における船腹過剩の状況等を考慮して、今後の取扱いについて検討しているところであると聞いている。

政府としても、御指摘の事情等を考慮すれば、沖繩航路における貨物輸送の安定を確保するため沖繩航路における配船調整が延長されることもやむを得ないものと考えている。